

返戻金について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は下記の割合で算出した金額を返戻するものとします。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職、また専ら紹介先の都合により短期退職となった場合は、紹介手数料の返戻は行いません。

退職時期	返戻金の割合
入社 3 ヶ月以内に退職の場合	返戻金 支払った紹介手数料の 50 %

- * 紹介手数料の返戻については、その事由発生の事実を当社に書面で申し入れ、当社がその申し出を受領した時点より 1 ヶ月以内に返金を行います。
- * 但し、本件制度の詳細・適用については、個別に各求人者との協議により定めます。

東京都中央区京橋3-8-1 信金中金京橋ビル12階
株式会社しんきんキャリアサービス